

# 共済年金 だより

KKR

平成 24 年 5 月発行

No.104

国家公務員共済組合連合会

主  
な  
記  
事

## < 重要 >

- 年金額の改定について……………2・3頁  
「年金支払通知書」各欄の見方……………4頁

## < お知らせ／お願い >

- 平成24年度 全国年金相談会のご案内……………5頁  
厚生年金保険の被保険者等になられた方へ……………6頁  
住基ネットの活用で「住所変更の届」は原則として不要になりました……………7頁  
KKRホームページをリニューアルしました  
読者のひろば、原稿・表紙写真募集、お問い合わせ先……………8頁



「夕映えの白藤」栃木県足利市 山口 和美さん（埼玉県）

# 年金額の改定について

平成 24 年度の年金額は 0.3%減額改定されます

## ■ 今回の改定について

総務省発表の全国消費者物価指数によりますと、平成 23 年の物価は、前年に比べて 0.3%の下落となりました。このような場合には、法律の規定により、本年 4 月から年金額が 0.3%減額改定されることとなります。

## ■ 改定後の年金額の通知について

改定後の年金額は、本年 6 月定期支給期分(4 月分、5 月分)から反映されることとなりますが、このことについては、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせを 6 月中旬にお届けする予定にしております。

## ■ 現在の年金額について

### (特例水準と本来水準の年金額)

従来、年金額は、物価にスライドして毎年度改定されてきました。

しかしながら、平成 11 年から 13 年までの物価は下落したにもかかわらず、平成 12 年度から 14 年度までの年金額は特例法により減額改定されませんでした。その後平成 16 年改正時に、この年金額を**特例水準の年金額**とし、平成 11 年から 13 年までの下落を反映した年金額は**本来水準の年金額**とされました。

実際にお支払いする年金額は、特例水準と本来水準のいずれか高い方となりますが、現在は、特例水準が 2.5%高い水準にあります。

## ■ 特例水準の年金額の減額改定

平成 23 年の物価は、22 年に比べて 0.3%の下落となったため、特例水準の年金額は 0.3%減額改定されることになりました。

これは、特例水準の年金額は、前回減額改定が行われた年の前年(平成 22 年)に比べて物価が下落した場合に、その下落分減額改定されることになっているためです。

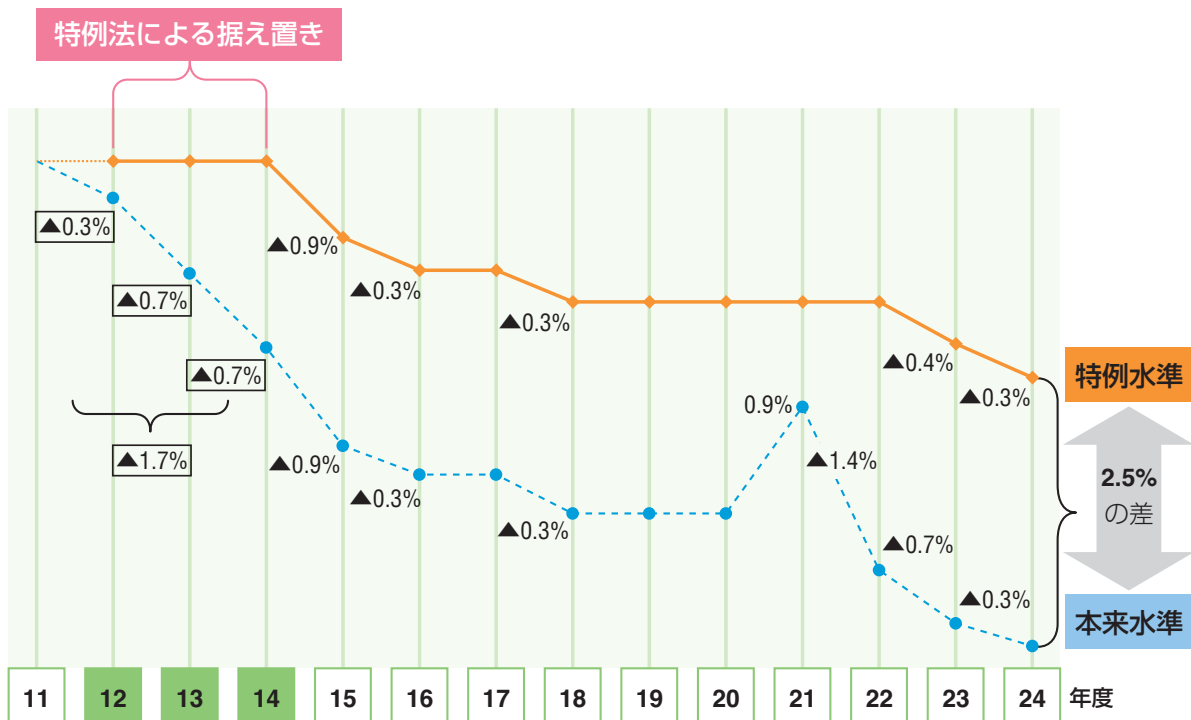
なお、特例水準の年金額は、物価が上昇した場合は据え置かれることになっています。

## ■ 本来水準の年金額の減額改定

本来水準の年金額についても、特例水準同様に 0.3%減額改定されることになりました。

これは、平成 23 年において物価は 0.3%の下落、賃金変動率は 1.6%の下落と両方とも下落したため、下落幅の小さい物価の下落率 0.3%で減額改定されることになったためです。

### (参考) 年金額改定の概念図



### (参考) 平成 24 年度改定後の特例水準の年金額 計算例

退職共済年金の一般例 旧改定率 0.981 ⇒ 新改定率 0.978

- ① 定額 定額単価(月額) × 組合員期間 × 0.978
  - ② 厚生年金相当額(㉑ + ㉒)
    - ㉑ 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間 × 1.031 × 0.978
    - ㉒ 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成 15 年 4 月以後の組合員期間 × 1.031 × 0.978
  - ③ 職域加算額(㉑ + ㉒)
    - ㉑ 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成 15 年 3 月以前の組合員期間 × 1.031 × 0.978
    - ㉒ 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成 15 年 4 月以後の組合員期間 × 1.031 × 0.978
  - ④ 加給年金額(組合員期間 20 年以上で加算対象者がいる場合)
- ① + ② + ③ (+ ④) = 改定後の年金額

(注) 今回の物価下落分は 0.3%ですが、実際の改定後の年金額の計算は、上記の方法によるため、改定前の年金額そのものをマイナス 0.3%した金額とは必ずしも一致しません。



# 「年金支払通知書」各欄の見方

平成24年4月からの年金額の改定は、本年6月定期支給期分から反映されることになり6月中旬に「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせをお届けする予定にしています。

お届けする「年金支払通知書」の各欄では6月定期支給期以降1年間(平成25年4月定期支給期まで)の各支給期の支払額等をお知らせすることとしています。そのうち、平成25年4月定期支給期分まで表示されていない方や年金の支給額が変更となる方は、それぞれの要件に応じた定期支給期の前に改めて「年金支払通知書」をお送りします。

「年金支払通知書」各欄に掲載された額は、つぎのとおりとなります。

## 1. 「支給額」欄

支給年金額の2か月分が各定期支給期に支払われます。年金は後払いとなるため、各定期支給期で支払われるのは次の表のように前月分と前々月分となります。

定期支給期	6月	8月	10月	12月	※2月	4月
対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

※2月定期支給では、24年4月から12月の各定期支給額に1円未満の端数があった場合に、その端数を合算して送金することとしています。

## 2. 「社会保険料額」欄

介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料が年金から徴収される方は、その合計金額が表示されます。

(注)市区町村からの依頼により65歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

(日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます)

## 3. 「所得税額」欄

所得税額の表示がある方は、年金に対する所得税が源泉徴収されます。

遺族(共済)年金、障害(共済)年金は、所得税がかかりません。

## 4. 「個人住民税額」欄

個人住民税が年金から徴収される方は、その金額が表示されます。

(注)市区町村からの依頼により65歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

(遺族(共済)年金、障害(共済)年金及び日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます)

## 5. 「差引支払額」欄

支給額から社会保険料額、所得税額、個人住民税額や控除額(注)を差し引いた金額を表示しています。この金額が指定された口座に振り込まれます。

(注)控除額・過払額などがある方については、その金額が表示されます。

★この年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があるときは、そのつど年金支払通知書を送付いたします。

# 平成24年度 全国年金相談会のご案内

年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。

平成24年度の年金相談会につきましては、右表のとおり、全国34地区で開催いたします。

**「全国年金相談会」は事前のご予約が必要です。**

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにご予約ください。

また、開催日程につきましては、当会のホームページにも掲載しています。

なお、東京においては、連合会年金部に年金相談室を常設していますので、こちらをご利用ください。

## 年金相談会のご予約方法

### 電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**  
受付時間 10:00~12:00 13:00~18:00 (土日祝日を除く)

### インターネットからのご予約

KKR ホームページ <http://www.kkr.or.jp/>  
KKR ホームページからのご予約は…  
「ホーム」⇒「共済年金」⇒「年金相談・年金試算」⇒「1.年金相談について」⇒「年金相談会のお知らせ」の『年金相談会予約フォーム』より必要事項をご入力ください。

### 文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

1. 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
2. 氏名(フリガナ)
3. 生年月日
4. 住所、日中連絡がとれる電話番号
5. 年金証書記号番号
6. 相談内容

をご記入いただき、下記あてにお送りください。

【文書送付先】  
〒102-8082  
東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談のご予約をされた皆様には、開催日にあわせて、ご自宅に相談会のご案内を送付させていただきます。

## ■平成24年度 全国各地における年金相談会 開催日程

開催地	開催日	相談会場
福島市	6月14日(木)	ホテルサンルートプラザ福島
宇都宮市	6月15日(金)	チサンホテル宇都宮
秋田市	6月22日(金)	ルポールみずほ
長崎市	7月19日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	7月20日(金)	ホテルグランデはがくれ
山形市	7月27日(金)	ホテルサンルート山形
新潟市	8月2日(木)	新潟会館
高崎市	8月3日(金)	高崎アーバンホテル
徳島市	8月10日(金)	ホテル千秋閣
青森市	8月30日(木)	アップルパレス青森
盛岡市	8月31日(金)	エスポワールいわて
岡山市	9月7日(金)	サン・ビーチ OKAYAMA
松本市	9月13日(木)	ホテルモンターニュ松本
甲府市	9月14日(金)	KKR 甲府ニュー芙蓉
函館市	9月21日(金)	ホテル法華クラブ函館
奈良市	9月27日(木)	猿沢荘
津市	9月28日(金)	プラザ洞津
京都市	10月5日(金)	KKR 京都くに荘
高松市	10月5日(金)	高松シティホテル
仙台市	10月12日(金)	KKR ホテル仙台
名古屋市	10月12日(金)	KKR ホテル名古屋
松江市	10月12日(金)	サンラポーむらくも
札幌市	10月19日(金)	KKR ホテル札幌
福岡市	10月19日(金)	KKR ホテル博多
神戸市	10月25日(木)	パレス神戸
大阪市	10月26日(金)	KKR ホテル大阪
広島市	10月26日(金)	KKR ホテル広島
金沢市	11月9日(金)	KKR ホテル金沢
熊本市	11月9日(金)	KKR ホテル熊本
那覇市	11月16日(金)	サザンプラザ海邦
富山市	11月22日(木)	KKR 富山銀嶺
さいたま市	11月30日(金)	ホテルプリランテ武蔵野
大分市	12月7日(金)	グリーンリッチホテル大分駅前
千葉市	12月14日(金)	ホテルサンシティ千葉

# 厚生年金保険の被保険者等になられた方へ

退職共済年金や障害共済年金などの年金を受けている方が、「厚生年金保険の被保険者等」(\*)になったときは、就職中の標準報酬月額等に応じて、年金の一部の支給が停止となる場合があります。

(\*) 「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の 1 から 3 の方をいいます。

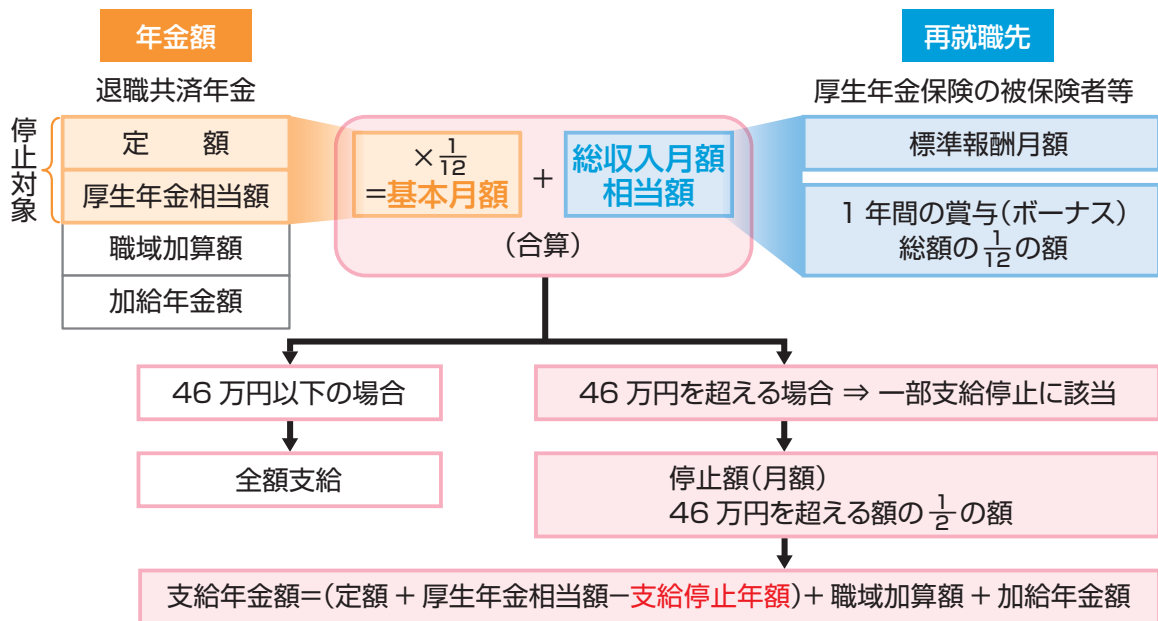
1. 厚生年金保険の被保険者及び、70 歳以上(ただし、昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者)で厚生年金保険の適用事業所に勤務している者
2. 私立学校教職員共済制度の加入者及び特定教職員
3. 国会議員及び地方議会議員

年金の一部支給停止額の計算はつぎのとおりとなります。

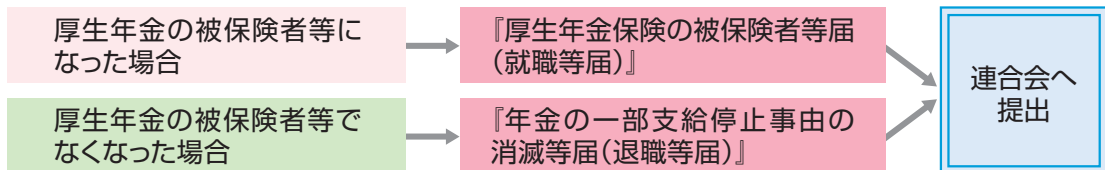
支給停止調整額

$$\text{年金の支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 46 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

- (注) 1. 「基本月額」とは、退職共済年金及び障害共済年金の額(職域加算額及び加給年金額を除きます)の 12 分の 1 の額をいいます。  
 2. 「総収入月額相当額」とは、標準報酬(給与)月額とその月以前 1 年間の賞与(ボーナス)などの標準期末手当等の額の 12 分の 1 の額をいいます。



## 手続き



## 届出用紙

年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページ <http://www.kkr.or.jp/> からダウンロードすることができます。

パソコンがない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。

平成23年  
10月から

# 住基ネットの活用で「住所変更の届」は原則として不要になりました

平成23年10月1日以降に住民票の住所変更をされた方は、「住民基本台帳ネットワークシステム」（以下「住基ネット」といいます）を活用することになりましたので、「住所変更の届」は原則として不要になりました。

## 引き続き、平成23年10月以降も住所変更の届が必要な方

次の項目に該当する方は、「住基ネット」を活用できないことから引き続き住所変更の届出が必要です。

1. マンション、アパート、〇〇様方等に転居される方で、変更後の住民票にマンション名、アパート名、〇〇様方等の記載がない方
2. 「住基ネット」に参加していない福島県東白川郡矢祭町に住民登録されている方
3. 外国に居住している方
4. 日本に居住している外国籍の方

なお、成年後見を受けている方等で、成年後見人等の住所が変更となった方は、年金部年金支給第一課へご連絡ください。別途、ご案内文書を送付いたします。

また、「住所変更の届」が原則として不要になったのは、平成23年10月1日以降に住民票の住所変更をされた方です。平成23年9月30日までに住所変更をされた方は、「住所変更の届」が必要です。（※）住所変更の届出用紙は、年金証書と一緒に同封されていますが、お電話いただければお送りいたします。連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> からダウンロードすることもできます。

## 電話番号を変更された方へのお願い

電話番号を変更された方は、年金部からお電話による連絡ができなくなりますので、新しい電話番号を年金部に電話等でお知らせください。

## お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。

「住基ネット」を活用して、連合会年金部に新しい住所情報が登録されるまでには、ある程度の時間がかかります。

このため、「共済年金だより」等の郵便物が旧住所に郵送される場合がありますので、大変お手数ではございますが、お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。

この転居届によって旧住所あての郵便物は、1年間、新しい住所に転送するサービスを受けることができます。詳細は、お近くの郵便局へお問い合わせください。

# KKR ホームページをリニューアルしました

このたび、国家公務員共済組合連合会（KKR）のホームページをリニューアルいたしました。

年金制度についての各種案内や皆様からよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、各種届出用紙をダウンロードいただくことや、ホームページからの年金相談、年金相談会の予約もできます。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。

<http://www.kkr.or.jp/>

kkkr

検索



# 読者のひろば

## 1万通をはるかに超えた写真詩はがき 自筆にこだわり、今後も続けたい

キーの押し方を間違えて、苦戦続きの無情ともいえるわがパソコン操作術。そんなノートパソコンで仕上げている、絵手紙ならぬ、「写真詩はがき」の発送数が、約7年間でこのほど1万5000通を、その追い番号は1300号をそれぞれ突破した。

はがきの裏面には、折に触れて撮り続けている草花や人物・風景などの写真と、その写真に見合う、説明代わりの自作の詩を組み合わせたもので、自他共に元気でありたいとの願いを込めて、タイトルを「元気通信」と命名している。

これらはすべて、パソコンとプリンターに頼れるからこそ、自宅に居ながらにして自力で何通でも作成できる楽しさと便利さがある。すべてパソコンでできるのに、無駄なことと思われそうだが、宛名と手紙文は粗末な文字ながら、必ず自筆にこだわっている。個人間通信の手紙（はがき）には、人の心の温かみを伝えるのに必須の、手書きの部分が欠かせないと心から思っているからである。これがまた、いま世間に増えつつあるという「文字忘れ症候群」の回避に、いささかなりとも役立つと思うからでもある。



そのうえ、衰え勝ちな頭脳の活性化を促すためにも、相手側が受け入れてくれる限り、どなたにでもこれからも生ある限り、継続したいとひそかに念じている昨今である。

宮城県 高野 修一 さん (85歳)

## 奈良まほろば ソムリエ検定に挑戦

奈良県では平城遷都1300年祭に先立ち、今年で6回目となる奈良まほろばソムリエ検定を実施している。

これは県内の歴史や史跡・伝統文化、自然・観光などに関する事項に精通した人を認定するもので、他府県からも大和に関心を持つ人が大勢受験。試験は奈良通2級・1級が択一式100問を解答し70%以上の正解を合格。奈良まほろばソムリエは専門的な知識を要し、大和路の語り部として観光客に世界文化遺産・古都の魅力を発信できる能力を問う検定で、上級を受けるには1級は2級を、ソムリエは1級をクリアすることが条件である。

臆して初回を見送ったのだが翌年受験してみた。およそ試験から遠ざかって半世紀、70歳のチャレンジである。試験内容はもとより雰囲気にも緊張したが2級は何とか合格した。基礎資格を取得すると次は1級が欲しくなり、これは二度目で取得。そして正月早々難関の奈良まほろばソムリエを受験「歯が立たなかった」のが正直な気持ちだった。90分の解答時間内に択一式30問と小論文3問を記述するには体力を要した。

45年間の職務を終えて後、社会との繋がりを求めて10年前某国立博物館解説ボランティア活動に参加した。同館では仏教美術を中心に大和の古文化財等の研修もあり、生涯学習の場としては最適でスタッフ仲間も出来た。奈良まほろばソムリエ検定挑戦もスタッフが受験した刺激によるものであった。合否発表は桜咲く春、受験生気分が吉報を待つ私である。

奈良県 河合 佳代子 さん (74歳)

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

### <表紙「写真」の募集>

平成24年10月号と平成25年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、10月号の応募の締切は6月30日、1月号の応募の締切は8月31日です。

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。
- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>  
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)